

Title	藤原守胤『アメリカ建國史論』を読む
Sub Title	
Author	占部, 百太郎(Urabe, Hyakutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1941
Jtitle	史学 Vol.20, No.2 (1941. 11) ,p.93(279)- 103(289)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19411100-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

藤原 守胤 『アメリカ建國史論』 を讀む

占部 百太郎

(一)

藤原氏は本文の筆者と共に、十數年前慶應義塾大學法學部研究會に於て、イギリスの政治制度を研鑽した篤實なる青年學徒である。最初は二三十名もゐた必修科生が一人減り二人減り、三人五人と段々減つて行つて、最後には藤原君以外一兩名となつて了つた。それでも同君は不屈不撓前後三年（中一年をおいて）間一時間も缺席なしに研鑽にいそしんでゐた。その後歲華は流れて、昭和五年頃久方ぶりに、大森の艸堂に於て、藤原君の典型的なアメリカ大學生の風姿に接したとき、筆者

は實に將來あるスコラーだと思はずにゐられなかつた。

本書は實に菊版密組上下二冊千三百餘頁にわたる尢然たる大著である。尤に著者十數年努力の華實として、我國の史學界に貢獻するところの偉大なるべきは、現に諸専門雜誌上に於ける各大家の月旦に照らして明白である。殊に東大高木八尺教授の批評はさすがに専門學者たる態度を堅持して、好感が持てるのである。ところが、本文の筆者は近年健康が勝れず、學界にも遠ざかつてゐる始末なので、公正にして精嚴なる批評を試みるやうなことは、醫師から固く禁じられてゐる事情か

ら、今は只だ月並的な書評を書くだけに止むる外はない。まことに遺憾であるが、止むを得ない。

かかる大著に對しては、本文の梗概を比較的詳細に述ぶることが適當だと思ふ。

(二)

本書は、そのアメリカ（北米合衆國）植民地的發生より聯邦憲法の採用による國民國家形成までのアメリカ憲法政治制度の發展を主題とするものである。著者によれば、「凡そ一社會の制度は、その社會の内外に作用する自然的事情や社會的諸情勢によつて決定されるものだが、制度自體もかゝる情勢を創造する重大な要素をなすものである」（序文）。かくして著者は、「この相關作用を追求しつゝ、制度發展の過程とその必然性を把握せむとする。更に著者は、植民地アメリカの制度的發展を制約せる三大要素として、「アメリカに移

植せる英國の制度・思想及び習慣」と、「漸増的に強化且つ組織化された」英本國の植民地政策と、等しく「漸増的に作用せるアメリカ独自の環境の力」とを擧げてゐる（上、六四頁）。

又必然的に、「その視野を常に英帝國に擴げて、英帝國といふ全體の視角から、植民地アメリカを觀測」（序文）せざるを得なかつたのである。敍上の觀點に立つ時、單なるアメリカの政治制度史と云ふよりも遙かに廣汎な内容を持つ本書の全體の構造とその性格とが首肯されるのである。

(三)

第一章「英帝國の起原」は、英帝國の經濟的起原を説明する「英帝國の由來」と、これに裏付けられたその法制的起原を説明する「英帝國の原始構造」との二節より成る。英人の植民的活動は、何れも勅定特許狀賦與の形に於て國家の公認せる

民間の自發的商業活動の副産物にして、英領植民地の政體及び英帝國の憲法的構成はかゝる特異な拓殖方法の影響の下に生れたものである。本章では著者はこの點を強調しつつ、夫れど政體を異にする領地植民地・共同植民地及び王領植民地の發生原因及びその政體的特質を概觀し、最後に帝國的支配の特色を鳥瞰してゐる。

第二章「アメリカ的背景」の第一節は、本來英本國から輸入されたアメリカの法制をして英本國のそれとは異なる独自の發展を遂げしめた重大要素としてのアメリカの自然・開拓線社會の構成及びその作用を一般的に對象とし、第二節に植民地時代に限つてこれを一層具體的に觀察し、第三節はアメリカ各地方の特色ある自然的條件が夫れど如何に異つた影響を各自の經濟生活と従つて政治生活とに與へたかを問題としてゐる。要するに、第一章にてはアメリカの制度的發展の英國的背景

を概説するに對し、本章は全體としてそのアメリカ的背景を概説するものである。

以上の如き用意の下に、著者は先づ第三章「初期領地植民地の憲政制度」に於いて、ヴァージニア、メリーランド及び蘭領ニュー・ネザールランドの拓殖事情及び政治制度の發展を順次取上げてゐる。第一章第二節に於て概觀された私領植民地の政體的特質は、これ等の植民地の歴史的發展を通じてこゝに一層具體的に把握できる。

叙上の植民地が主にも商業的活動の副産物であつたのに對し、新英^{ニュー・イングランド}蘭の諸植民地は主にも清教徒によつて彼等の清教主義體制實踐の爲めに創設された。清教主義を知る必要は、新教徒の新英蘭大移住の背景と彼等の新社會の性格とを理解する爲めのみではなく、清教徒の政治的・道徳的理想が合衆國の國民性構成上に大影響を與へた事實に鑑みて、極めて重要である。茲に於て著者は、特に

一章(第四章)を割いて、「清教主義」を問題としてゐる。先づ當時に於ける宗旨の重要性を強調したる後、著者は宗教改革及び清教主義運動の歴史的展開を通じて、清教主義の具體的把握に努め、最後にその根本教理を解剖し批判してゐる。

第五章「新英蘭共同植民地の憲政制度」は、メイフラワー號で著名なプリマス植民地を初めとして、新英蘭沿岸に相次いで建設されたマサチューセツツ、ロード・アイランド及びコネティカット等の清教主義的植民地の拓植事情及び制度的發展を取扱ふてゐる。後年合衆國の政體を構成する上に重要な影響を與へた是等の共同植民地の政體は、清教主義に着色せられ乍らも十七世紀初頭に於ける英國通商會社の自治組織から進化したものである。本章はこの進化の過程を實證的に説明したので、その意味に於て重要である。

第三章乃至第五章に於て、前期ステュアート朝

の下で恆久的確立に成功せる諸植民地の拓植とその制度的發展を敘述せる著者は、第六章に於て目を「自給自足の商業帝國を目指して」意識的に構成せられた重商主義的舊植民制度に轉じてゐる。この制度は、クロンウエルによつて初めて骨格を作られ、後期ステュアート朝(王政復古)によつて擴充強化されたものである。第一節及び第二節は主もにこれを問題とし、第三節はその執行方面に關係する。舊英帝國に於ける帝國制度の重心は、常にその經濟方面をなす舊植民制度にあつた。英國政府による植民地統制政策及び植民地政治機構の改革は、主もにこの植民制度の有効なる執行を確保せむとする意圖から生れたもので、本章はこの點を示唆してゐる。

第七章「後期私領植民地の憲政制度」は、王政復古期に相次いで設立せられたカロライナ、紐育、ニュー・ジャージー、ペンシルヴァニア及び十八

世紀に建設せられたジョージアの拓植事情及び政治制度の發展を取上げてゐる。第三章及び第五章と合せて、北米十三州の建設はこゝに一應の完了を見る。是等の章に於て取扱ふ諸植民地の憲政的發展は、何れも植民地自治の基礎をなす代議制度の發達に對象の焦點を置きつゝ、略々二院制度の確立に至るまでその跡を辿るものである。

第八章「帝國的統制の強化」は要するに、チャールズ二世の治世よりウィリアム三世の治世の間に於て、主もに重商主義的國民制度擁護の必要から漸次強化された英國の植民地政策を解剖し、それが植民地の憲法的發展に與へた影響を觀測したものである。而して著者は、本國に於て植民地を組織的に統制する必要を漸く痛感されたこの時代に、時の助けを俟つて深刻に作用し初めた開拓線の影響によつて、植民地人の間にはこれに強く反撥する「精神・性格及び認識」が培はれてきたこ

とを注意してゐる(上・四八五頁)。

第九章「英帝國の膨脹」の第一節「英佛の帝國主義的鬭争」に於ては、著者はオウグスブルグ同盟戦争より澳太利繼承戦争に至る英佛間の諸戦争の帝國主義的性格と海軍力の重要性とを強調しつつ、この間に於ける英帝國の膨脹を辿り、最後に是等の戦争が英國の植民地政策及び英領植民地の憲政的發展に與へた影響を指摘してゐる。第二節「重商主義的植民制度の完整」に於ける要點は、光榮革命以後漸次完整の域に達した舊植民制度即ち舊英帝國の經濟體制を全面的に鳥瞰し、帝國國防制度との關聯に於て、植民地に與へたその影響を検討した處にあらう。

以上によつて帝國統治の經濟的背景の全貌は今や明かとなつた。果して然らば、この舊植民制度を有効に執行する爲めに、英國は如何なる本國的機關を持ち、如何なる政治的統制を植民地に加へ

たであらうか。第十章「帝國統治の中央機構」は前者を問題とし、第十一章「帝國的統制の二問題」は後者を對象とする。英帝國の統治機關は英國内地のそれと同一體であつたので、十八世紀の英本國に於ける植民地統治の立法及び行政諸機關の構成・機能・相互關係及びその能率を検討する第十章は、當時の英國憲法制度の全貌に非ずとするも、少くともその帝國的側面を明にしたものと云へよう。而して第十一章第二節「植民地立法の帝國的審査」は、植民地法の審査制度を通じて、英國の植民地統制政策を全般的觀測してゐる處に、その要點がある。上卷はこれで終る。

(三) 下卷 獨立革命と聯邦憲法

北米十三植民地は總て民間の自發的企業によつて創設された結果、何れも廣汎な自治權を有する特許植民地として發足した。併し英國政府は、植

民地帝國の存在價值をかけた舊植民制度擁護の爲めに、逐次これ等を王領地化し、後者は十八世紀の英領アメリカ植民地の最も一般的政體となつた。第一章「王領植民地制度」はこの政體を解剖し、それ自體の内に存した制度的矛盾が獨立への情勢乃至は必然性を創造する重大要素をなしたことを示唆する。因みに、本國にある帝國統治機關とその運用とを問題とする上卷第十一章と、植民地にある帝國統治機關とその運用とを問題とする本章とを併讀すれば、十八世紀に於ける英帝國統治機構の全貌はこゝに明かとならう。

第二章「勝利と其代價」に於て著者は、七年戰爭に於ける勝利の結果として英帝國の性格の一變化したことを強調し、この變化の中に、戰後英國政府が必然的に採用を餘儀なくされ、且つ革命の導火線をなした新帝國政策の基調の胚胎したことを指摘してゐる。

第三章「帝國主義と植民地自治」及び第四章「英帝國の分裂」に於ては、各の新帝國政策の實施と是に對する植民地側の反撥とを通じて、舊制度崩壊と是に代る新體制出現との過程が明かにされてゐる。是を要するに、第二章乃至第四章は、アメリカ獨立革命の直接的原因・經過及び性格を通じて、その間にこれ等から來る諸影響の下に、アメリカの制度的發展のとつた必然的過程及び性格を明瞭にするものといへよう。

革命によつて招來された獨立アメリカの新政治體制は、「最初の諸邦憲法」と聯合規約とに要約され具現せられた。第六章「邦主權と聯邦主權と聯邦主義との相剋」の第一節は前者を對象とするものである。アメリカ革命は單に武力によるのみでなく、思想よつても闘はれた。この思想戦に於て革命家等は、それが英帝國の權力に對する戦ひであつたので、必然に十七・八世紀の歐洲に於ける

自由主義的政治思想を總動員した。これ等の思想は、舊に革命是認の實際的目的に役立つたのみでなく、新政治體制の原理として初めてアメリカ諸邦の政體に大々的に具體化せられた。その結果、個人の權利を權利券狀又はその他の形で政府に觸れさせぬやうに最大限に人民自身に留保し、かくして極端に制限せられた政府の權力は、これを事實上悉く立法部に委任し、即ちその運用を投票者多數の同意を必須要件として拘束する制度が生れた。これが革命家等の解釋する民主政治であつた。本節はこれ等の點に詳しく觸れてゐる。

扱て各の民主政治を擁護する不可缺の防塞として、邦ステート・ソブリンティ主權は守護せられた。合衆國最初の憲法たる聯合規約は、この邦主權を前提として、前述の民主政治の理念に基いて組立てられたものである。併し戦争は何よりも國家的統一と政府の能率とを要請する。従つてかゝる極端な自由主義的

體制は、必然に革命戦争の遂行には勿論のこと、戦後の山積する困難な諸問題の解決に全き無能力を暴露し、諸政は行詰りと混乱とに陥る。茲に於てか、絢爛たる自由思想の最も昂揚された革命中にこれ等の思想に心酔せる理想主義的革命領袖の手で主にも構造せられた現行體制に對し、反省と批判と更らに修正革進の運動とが起る。第六章第二節「戦争と組織」、第六章「國民國家體制への道」は、これ等の點を問題とし、制度自體が新なる社會情勢創造の重大要素をなすことを示唆してゐる。

革命の現行體制に對する反動的革進運動を推進したのは、曾つての革命領袖ではなく、戦後の混亂の中から急速に擡頭せる一群の新進青年政治家、法律家及び實業家等の實際家であつた。彼等は重點を個人の自由よりも社會的統制に、政治の民主的様相よりもその能力と強力性に、更らに邦の

權利よりも國家的統一に置くそれ／＼新政治體制の實現を目指して運動したのである。費府に於ける一七八七年の聯邦（又は憲法）協議會は、その實質に於てかゝる新政治體制構成の爲めの彼等の會合であつた。そこで成功的に起草せられた聯邦憲法は、彼等の各の主張をば、或る制約の下に可及的に實現したものである。或る制約とは、聯邦協議會が新憲法の制定會議ではなく、單にその起草權を授けられた會議にして、會議の起草せる憲法が有効に採用實施される爲めには、その大部分が今なほ革命の自由思想に固執する諸邦民の批准を得る必要のあつたことである。この爲めに、彼等の主張の或る部分は自制され、多くの部分は擬裝乃至粉飾せられた形で新憲法に具現せられざるを得なかつた。その結果、外形と本質とを大いに異にする憲法が出来上つたのである。かくして著者は、第九章第一節「合衆國憲法の本質」に於て、

聯邦主義民主々義及び三權分立主義は屢々米國憲法の特質と云はれるも、それは單に外見だけのことで、その本質は凡そこれ等とは反對なる國民主義・寡頭政治主義及び集權主義にあることを（無論これは比較の問題であるが）を解説し強調してゐる。因みに本節は、著者の米國憲法に對する全般的批判を含むものである。

擬て著者は、第七・第八の二章を「合衆國憲法の起草」に割いて、聯邦協議會に於ける「憲法起草の方法と過程」とを明かにしたる後、その起草の諸過程に於て、米國憲法の主なる條項が如何なる重要論争を経てその確定形態に落着したかを、成るべく起草者自身の言葉を以て紹介してゐる（四二七頁參照）。聯邦協議會は全くの秘密會議にして、起草業者は誰にも圖ることなく自由に討論し得たのである。彼等の討論の範圍は、殆ど憲法學及び政治學の全領域に亙るものであつた。從

つて、その討議を研究することは、米國憲法に對する起草者等の眞意圖を理解する上のみでなく、憲法學及び政治學上の研究上に貴重な光明を投げ與へるものである。著者がこの爲めに特に二章一六三頁を割愛したのも、亦故ありとしなければならぬ。

如何に巧妙に擬裝され迷彩を施されたとは云へ、新憲法は極端に自由主義的な現行の體制及び理念を多く覆した革命的文書たることを完全に覆ひかくすのは不可能であつた。従つてこれに選舉民の同意を得る爲めに、必死的鬭争が展開されたのである。第九章「國民主義と地方自治」の第二節「合衆國憲法の採用」は、この鬭争の眞相を叙し、これを通じて、當時憲法が如何なる理解の下に受諾されたかを明かにすると共に、合衆國今後の憲法的鬭争の發展方向を示唆するものだから、茲に學者の注意を引いて置く次第である。

本文はこれで終るが、附録の「邦譯アメリカ合衆國憲法」の正文は著者が決定譯たらしめようといふアンビシヤスな意圖の下に、更らに卷末の索引は體裁の爲めではなく、實際に十分利用價值があるように、それ〴〵渾身の精力を打ちこんだものであることは、一見しても明白である。

序でながら、筆者の先師福澤諭吉先生の北米合衆國憲法の反譯は、約一世紀を経た今日と雖も、尙ほ閑却しがたい名譯と思ふから、寫學の諸賢は是非參考せられたい。

(四)

藤原君が「北米合衆國憲法の本質」を論ずるに方つて、同憲法の三大特質として、聯邦主義、民主々義並びに三權分立主義を擧ぐる陳套なメトリデを採らず、「凡そこれ等の反對である國民主義、反民主々義及び集權主義並びに地方分權主義に對

する優秀なる少數者政治(寡頭政治)の理論の勝利、權力の分立よりも、集中の思想の努力の成果を認識する必要を強調してゐる趣旨は、何人と雖も、これを認むるに吝かであるまい。

打ち見たところ、少しばかり誤謬があるやうだ。

例へばスコットランド國王であつて、後年イギリス國王に迎立せられたジェームス一世は、前の場合にはジェームス六世であるのをジェームス四世としてゐる。誤植も亦少し見受くる。例へば *General Assembly* の *General* が *General* となつてゐる。それからバンヤンがバニヤンとなつてゐたり、エは英語の *エ* だから、エリザベスなどもエリザベスに、クロンウエルはクロンウエルとあるべきである。併しこれ等は白壁の微瑕といふほどでもなく、決して本書の價値を左右ものではない。尙ほ表現の方法にもあき足らぬ點がないでもない。併しそれ等を茲に指摘する餘暇も餘白もない。

これを要するに、藤原君が豊富なる大英國構成と北米合衆國建設の歴史の文獻と資料とを、蒐集し、これを十分に驅使して、その勞作に役立てたことは、これ亦何人も認むるに吝かであるまい。現代日本に對するアメリカ史の教訓は刻下最も我が學界の熱求してゐるところではないか。この點から觀ても、この力作、大作否な多少獨創のひら

めきさへある史眼と見識とを盛りこんだ眞に著者が政治界、經濟界、其他にとつても、月並の言ではあるが、他山の石として看過すべからざる好箇の參考資料であらう。この提言は、決して筆者自身がその知るところに偏する僻見ではないと思ふのである。